

あなたの戸籍を守るために ～無国籍の方へ あきらめないで～

問 住民環境課 戸籍係
☎476-1111(122)

戸籍は、日本国籍であることを証明できる唯一の公的証明です。

近年、日本人でありながら戸籍のない人(以下「無戸籍者」といいます。)がいることが社会問題として取り上げられ、無戸籍者は1万人いるとの報道もされました。無戸籍者となった事情は様々です。例えば、子を出産した母親が、子の血縁上の父が別にいることを理由に、民法の「離婚後300日以内に生まれた子は、元夫の子として戸籍に記載される」という決まりに従い、元夫の子として出生届を提出するのをためらい、子が無戸籍者となっているなどの事情が考えられます。この場合、生まれた子を血縁上の父の戸籍に記載するためには、家庭裁判所での手続が必要です。

鹿児島地方法務局では、無戸籍者又はその関係者から、無戸籍となった事情をうかがった上で、どのような手続によって戸籍をつくることができるか一緒に考え、無戸籍状態の解消に向けた相談支援を行っています。相談は無料です。

無戸籍でお悩みの方又は無戸籍者を知っている方は、まず御相談ください。

- 無戸籍者に関する相談窓口(平日午前8時30分から午後5時15分まで)
鹿児島地方法務局 鹿屋支局 ☎0994-43-6790

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

女性をめぐる様々な人権問題の解決を図ることを目的として、「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。

相談内容は問いません。相談には、法務局職員又は人権擁護委員が応じ、秘密は厳守されます。

1. 実施機関

鹿児島地方法務局 鹿児島県人権擁護委員連合会

2. 実施日時等

(1) 期 間 平成30年11月12日～18日

(2) 時 間 平日 午前8時30分から午後7時まで
土・日曜日 午前10時から午後5時まで

3. 電話番号

全国共通ダイヤル ☎0570-070-810

4. 問合せ先

鹿児島地方法務局人権擁護課 ☎099-259-0684